

習志野市農業委員会総会議事録

平成31年第4回習志野市農業委員会総会は平成31年4月5日（金曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 12名出席 欠席 3名 欠員 1名

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 1番 植草 守 2番 江口 明美

1. 議案審議結果

上 程 4件 承 認 4件

1. 閉会時間 午前 11時30分

1. 付議案件_

議案第1号 平成31年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第3号 生産緑地のあっせん結果について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

（報告案件）

報告第1号 農地法第4条第1号第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

（その他）

議 長	皆さん、おはようございます。 只今より平成31年第4回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 新元号を祝うように、桜が満開となっています。 世の中は、新年度のスタートです。 農業委員会も「公平・公正」を念頭に審議を続けたいと思います。 それでは、総会に入ります。 本日は、3番 伊藤 和彦 委員、5番 塩田 俊一委員、10番 三代川彦博 委員より、事前に欠席の報告をいただいています。 3名の欠席者及び1名の欠員により、16名中12名の出席で、 習志野市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、本日の 総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会総会会議 規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。 1番 植草 守 委員、2番 江口 明美 委員の両名を指名いたします ので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は4件、報告案件が3件です。 ここで総会に入る前に、平成31年度の事務局職員の人事異動に ついて、職員の紹介をさせていただきます。 その後、平成31年度 産業振興課の農業政策に係る予算について 農政係長より説明をしていただき、それから総会の審議に入りたい と思いますが 宜しいでしょうか？ ・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・ それでは事務局より人事異動に伴う職員の紹介をお願いし、産業振 興課職員より予算の説明をお願いします。 人事紹介、予算説明が終わるまでの間、暫時休憩とします。 ・・・・・・・・人事紹介、農業関係予算説明・・・・・・・・ それでは、休憩前に戻り、会議を続けます。 議案第1号平成31年度 習志野市農用地利用集積計画第1号(案) について、事務局より朗読 並びに 議案説明を求めます。
事務局	議案第1号 平成31年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について

	下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号(案)の提出があったので意見を求める。 平成31年4月5日提出 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●m² 2 権利の内容 使用貸借権設定(3年間) 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●
議 長	事務局より朗読、説明がありましたが、この件について、何かご意見等がありますでしょうか？ 若手農家の代表として織戸委員、如何でしょうか？
織戸委員	申請者の●●さんは、申請地以外にも利用集積で借りている農地又は、所有している農地の耕作状況を見ますと問題無く耕作していますし、両親と共に農業に従事していますので、問題なく承認できる事案と思います。
議 長	事務局補足説明等があればお願いします。
事務局	この議案第1号の利用集積につきましては、4月27日を持ちまして期間満了により、3年間継続するために再度申請を行うものです。 当初は、平成22年4月28日に申請が行われ、今回で4回目の利用集積となります。最初のスタートは貸主が●●●●さん、借主が●●●●さんで申請しておりましたが、●●さんがお亡くなりになり娘さんの●●さん、借主の●●●●さんは現在も経営主であります息子さんを後継者としており、●●さんは現在認定農業者として認定を受けインショップ等に野菜を提供しています。また、農業経営状況につきましては、ご両親と共に農業に従事しております。 詳細説明につきましては、2ページの参考資料を添付していますので、その資料に沿って説明いたします。 ・・・2ページの添付資料の説明・・・
議 長	只今の事務局の説明等で、ご質問等のある方は挙手して下さい。
村山委員	利用計画書の提出が有るとの説明でしたが、内容は何か書いてあるのでしょうか。
事務局	ご家族でどのような計画をしているか。または、何を作付けし販売目標等や

議 長	就労時間などが記載されています。 この申請地において、年間の作業計画や作付け計画等を計画し、3年間の使用貸借を結んでいますで、申請計画は3年間継続する内容のものです。 まず、産業振興課で申請者と計画を作成し、その内容の妥当性を農業委員会で審議し妥当と判断すれば産業振興課が利用集積の締結の公告と申請者に公告通知の発送を行い利用集積計画が成立しスタートすることになります。 他にご質問等が無ければ裁決に移りたいと思います。 宜しいでしょうか。 質問・意見が無いようなので、これより採決に入ります。 議案第1号 平成31年度 習志野市 農用地 利用集積計画 第1号（案）について 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして議案第1号 は、承認されました。 事務局は速やかに、市長に対し承認の旨の回答をしてください。 続きまして、議案第2号 「生産緑地に係る農業の主たる従事者について の証明願いについて」を議題とします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 平成31年3月25日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。 1. 申 請 者 習志野市●●●● ●丁目 ●番 ●●号 ● ● ● ● (●●歳) 習志野市●●●● ●丁目 ●番 ●●号 ● ● ● ● (●●歳) 習志野市●●●● ●丁目 ●番 ●●号 ● ● ● ● (●●歳) 2. 買取り申し出事由(死亡)の生じた者 習志野市●●●● ●丁目 ●番 ●●号 ● ● ● ● 3. 買取り申し出予定生産緑地 習志野市●●●● ●丁目●●●●番● 地目 畑 地積●, ●●●●㎡ (登記) 4. 登 記 内 容 (権利者) 習志野市●●●● ●丁目 ●番 ●●号 ● ● ● ● ● ● ● ● 、● ● ● ● 、● ● ● ● ● 5. 申し出 事 由 土地所有者である● ● ● ●氏 が、平成●●年●●月●●日に死亡し、相続税納付のため、生産緑地を解除すべく証明願の申請を行う。

議 長	まだ、遺産分割協議が整っていないため、法定相続人3名からの申請とする。 続きまして現地調査報告を2番 江口 明美委員よりお願いします。
江口委員	議案第2号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について現地調査報告をいたします。 平成30年3月26日に申請者の●●●●さん、代理人の●●●●さん和其他1名の3名の立ち会いのもと、農業委員14名、事務局3名の計20名で行いました。 主たる従事者であった●● ●●さんが 昨年11月に亡くなり、奥さんの●●さんも●●歳と高齢であり、今までのような面積を耕作することは難しいそうです。 相続税を精算するにあたり、「生産緑地の買取り申し出」を申請することとし、農業委員会に対し、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を行うものと聞いております。 以上で、議案第2号の現地調査報告とさせていただきます。 皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	江口 明美 委員、現地調査報告 有難うございました。 次に事務局より、生産緑地の解除条件と 詳細説明をお願いします。
事務局	資料の5ページをお開き下さい。 こちらは、●●●●さんの相続関係図になります。 遺産分割協議が整っていないことから、この申請につきましては相続関係図にある法定相続人の3名による申請となっております。 相続関係図と戸籍謄本等により相続人と申請者の書類の照合を行いました。 次の6ページ案内図をご覧ください。 現地調査の時に皆様が言っていたように、●●●●地域にこれだけの広い農地があることに驚かれていましたが、案内図の中でもここだけに農地が存在し、この中に申請地の生産緑地がございます。 この農地の耕作をご夫婦で行っていたと聞いております。 所有者の●●●●さんがお亡くなりになり、農地基本台帳の記載内容と申請書内容を照合しますと、奥様の●●さんは年間200日農業に従事していますし、先程の江口委員の調査報告にありました様に年齢も●●歳で、ご主人が亡くなられ気力も失せ自身で耕作するには面積も広すぎ管理できないとのことです。 申請地の隣に2筆の大きな農地があります。この農地は生産緑地ではありませんが、この農地を含め一体管理することが難しく、申請者の長女で法定相続人の●●●●さんは仕事が忙しく農業継続が無理との申し出であります。

議 長	生産緑地の解除理由は、先程来申し上げております農地所有者の●●●●氏の死亡に伴い相続税を納付する為に、農地を処分せざるを得ないため生産緑地を解除する為の申請に必要な証明書の発行を依頼してきたものです。 現地調査報告と事務局より説明がありましたが、これらを踏まえて審議に入りますので、質問等のある方は挙手願います。 ・ ・ ・ ・ 質問等が無いようですので採決に入ります。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第２号は可決承認されました。 事務局は総会終了後、証明書発行の処理を行って下さい。 続きまして、議案第３号 生産緑地のあっせん結果について事務局より議案の朗読等を求めます。
事務局	議案第３号 生産緑地のあっせん結果について 平成３１年３月５日開催の平成３１年第３回総会、議案第１号において審議し、地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼していただき、その結果の報告を求めるものであります。 平成３１年４月５日提出 - 生産緑地の申請地 習志野市●●●丁目●●番（●●●号 ●●第●●生産緑地地区） ●, ●●●㎡（約●●●. ●坪） - 申請者 習志野市●●●●●丁目●番●号 ●● ●● - 買取希望額 ●●, ●●●, ●●●円（●●, ●●●円／㎡あたり） （約●●●, ●●●円／坪あたり） - 回答期限 平成３１年４月１２日（金）
議 長	只今、事務局より議案第３号の朗読がありましたが、委員の皆様 の地域で買取り希望者がいた方については、挙手願います。
各委員	・ ・ ・ ・ 買取り希望者なしの声 ・ ・ ・ ・
議 長	議案第３号のあっせん結果については、事務局は市長に対し買取り 希望者なしで回答して下さい。 次に、議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請について 事務局より議案の朗読等を求めます。

事務局	議案第 4 号 農地法第 4 条による許可申請について 下記の通り農地法施行規則第 5 7 条の 2 の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。 平成 3 1 年 4 月 5 日提出 1. 申請地の所在、面積 習志野市●● ●丁目●●●番●●の一部 面積 ●, ●●●●㎡の内●●●●, ●●●㎡ 2. 権利の内容 賃貸借設定による一時転用 3. 転用期間 許可後から 2 0 2 1 年 6 月 4. 転用計画 駐車場用地 (3 0 台) 5. 転用理由 ●●●●園舎等の増改築工事に伴い、既存園舎内駐車場を工事期間中は資材置場及び工事車両の駐車場として使用する為、工事期間中は隣接農地を利用し、来訪者・職員用駐車場として一時的に確保する必要があるため。 6. 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●● ●丁目●●番●●号 ●● ●●
議 長	続きまして、現地調査報告を 6 番 渡邊幸枝委員よりお願いします
渡邊委員	議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、現地調査報告をいたします。 調査日は、平成 3 1 年 3 月 2 6 日に、農業委員 1 4 名、事務局 3 名、土地所有者側より、代理人の千都総業の●●さん、設計業者、施工業者の 3 名で計 2 0 名で立合いを行いました。 申請地は、案内図のとおり、●●●●から南側に進み●●●●の脇を入った所の住宅地の裏手にある農地です。 ●●●●が改築工事をする事になり、現在の駐車場に資材を置くため、代替地として工事期間中のみ駐車場にすべく一時転用の申請をするとのことです。 土地所有者の●●さんは、●●●●の●●●であり工事終了後は、直ちに農地に復元し維持管理を行うとのことでした。 以上で、議案第 4 号の調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しくご審議のほどお願いします。
議 長	渡邊委員、現地調査報告ありがとうございました。 続いて、事務局より議案第 4 号の詳細説明をお願いします。

事務局

資料の 10 ページをご覧ください。

議案第 4 号の参考資料でございます。

申請理由が記載されています。現地調査報告の中でも説明がありました様に、●●●●の増改築工事に伴い、既存の駐車場が資材置場等に使用する為、駐車場を一時的に農地に確保するためのもので、農地の所有者は●●●●の●●●●さんの所有地でございます。

該当地は、一体の大きな農地でございますが、その内の一部の農地を●●●●に近い側に仮設駐車場を設けるものです。

次の頁に案内図が添付してありますので明確な位置がわかると思います。

転用理由は先程申し上げましたところで、期間につきまして約 2 年間と少々長いようですが、●●●●を開園したまま工事を行いますので園庭の遊具の新設・樹木の移植作業等を見込んでの期間となっています。

立地基準は、第 3 種農地と判断いたしました。

市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることは勿論であります、公共的、公益的施設の整備状況を判断します。

この状況を見ますと、幅員 4 メートル以上の道路に接道しており、その道路には埋設管（水道・ガス・下水道）が 2 本以上埋設されていることが条件となります。

現地調査で確認いただきましたが、2 方向が 6 メートル道路に接しており、住宅地に囲まれていますので、埋設管は確保されています。

また、県の事務指針の中で、申請地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が存在すること。

申請地は、隣接している●●●●、市立実籾小学校、県立実籾高校、実籾駅前医療ビルがあります。

医療ビル内には、幾つかの医院も入っています。

また、その近くには市の支所として習志野市東部連絡所があります。

他に条件の 1 つに、公共交通機関の鉄道駅、軌道停車場、高速道路の出入口等が申請地から概ね 300 メートル以内という決まりがあり、申請地は実籾駅まで 160 メートルの位置にあることから、300 メートル以内に市の連絡所や駅がありますし、半径 500 メートルの円を描き農地と住宅地の割合で 40 % 以上の宅地化率が基準となりますが、こちらの案件につきましては、宅地化率 95 % が宅地化となっていますので、第 3 種農地として判断するに十分要件を満たしています。

次に 14 ページをご覧ください。

現地調査時に確認しましたが申請地は隣接地と道路より一段低く成っていますので、東側の道路からスロープを作り出入りいたします。

雨水等につきましては駐車場にする部分にシート敷き、そこに砂利敷き敷地内浸透処理をするようになっています。

駐車場と農地の境は幅 30 センチ、厚さ 5 センチのコンクリート塀で地中埋設高が 20 センチ、地面の上部に 10 センチ出ています。砂利が農地に出るのを

議 長	防止していますので、農地に復元する際には容易に復元でき、農地に砂利の混入を防ぐ対策を講じています。 また、駐車場内の照明等につきましては、一時転用とのことで利用者が父兄や来客者用で稼働時間が日中であることから照明の設置は行ないません。 駐車場に関する法で、路外駐車場で自動車の駐車に要する面積が500㎡を超えるものについては基準を設けていますが、建築基準法・消防法等に抵触しないことから、照明を付けなくても法律に違反するものではないことは確認しています。 申請地につきましては、相続により取得したもので、現地調査の時にも渡邊委員より話がありました様に、●●●●の●●●●が所有している農地でございます。現況の農地は肥培管理しており、工事終了後は農地に復元する旨の確約を得ていますし、農地復元誓約書の添付もございます。 今回の仮設の駐車場が必要となりました理由は、●●●●の増改築工事に伴い現在の駐車場が資材置場等で使用できなくなるため、工事期間中は仮設の駐車場が必要であるとのことです。 今迄の議案の中で、駐車場の転用は多々ありましたが、全ては新設の駐車場の転用で、今回の様な建物増改築工事期間中の一時転用は初めてかと思います。増改築に関しましても、開発許可や建築基準法等の他法令につきましても確認しています。建物に関する許可が下りている、下りる見込みがないものに対しまして、農地法の許可申請を受け付けることはできません。 元の●●●●の増改築工事の関連の転用ですので、増改築に係る審査結果、審査見込みが可能であることが大前提となります。 今回の増改築に関連する他の法律につきましては開発行為に伴うもので、都市計画法第43条が審査対象となります。 平成30年7月10日に市の都市計画課の開発担当に書類を提出し、許可を受けております。 次に建物の届出の確認協議、建築基準法になりますので建築確認済書を交付しなければなりません、平成31年1月29日に増改築に係る審査を受け交付を受けています。 他にも環境関係や地球温暖化対策等法律でクリアしなければならないものがあり、今年の1月30日に計画書の提出を行っており認定を受けています。 続きまして、千葉県福祉まちづくり条例の中で教育施設とかの建物全般につきまして、子供とか福祉に優しいまちづくりをするための条例で段差の回避などの対策等の届出を3月14日に建築指導課と協議を行い書類の受理をしたと言うことです。 只今、事務局より説明がありましたように、各条例に基づき申請しているので問題無いと言うことです。 これらを踏まえて何か質問等のある方は、挙手して下さい。
------------	---

	他に意見等がありませんか？ 他にないようですので、議案第４号の採決に入ります。 議案第４号 農地法第４条の規定による許可申請について 許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第４号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。 それでは、報告事項に入ります。 報告 第１号の農地法 第４条 第１項 第７号の規定による 転用届出の 受理通知及び報告 第２号の農地法 第５条 第１項 第６号の規定による転用届出書の受理通知について、 事務局、何か補足説明はありますか？
各委員	…… ございません ……
議 長	質問等の有る方は、挙手願います。 どなたか質問ありますか？ 質問等がありましたら挙手願います。 他に、何か質問はありませんか？ 無いようですので、次に 報告 第３号 引き続き 農業経営を行っている旨の証明について です。 何か質問等がございましたら挙手ねがいます。 事務局、補足説明などありますか。 事務局から、追加の審議事項と情報提供があります。 事務局お願いいたします。
事務局	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、制度と法的根拠を含め詳細な説明と現地確認調査の報告を行う。
議 長	事務局、ご苦労様でした。 事務局より、審査後の対応と情報提供がありますので、今しばらくお時間をください。
事務局	これから述べる事は、議事録に残したく申し述べさせていただくものです。 平成３０年１１月議案の中で●●●●●●の脇に個人の専用住宅を建てるとい

その約束を無視した状況では、虚偽の申請となるので、総会において説明をするよう指導しました。当然、委任者だけで無く会社の代表も同席することになる事も伝えてありますが、このようなことで業者を呼ぶことに成れば初めてのケース

議 長	となります。業者を呼んで説明を求めるかについてはご審議していただきたい。 議事を進めて審議した訳ですから、そのとおりに工事等進めて行かなければならないと思います。 あまりにも、農業委員会を軽視した行動に受け取れますので、議長判断で5月の総会に業者を呼んで説明を聞きたいと思います。
議 長	農業委員会は許可したけれども、許可どおりにしてないし、最終報告も受けていない、完了報告の提出も受けていないので、完了報告の提出指導を業者を呼んで行いたいと思います。
事務局	この土地はいろいろ問題が多い土地で有ったと私は理解しておりましたので、事務局も注意深く対応してまいりました。 皆様方が審議した中で一番は、この協定道路が入居後に使用できなくなった場合に自宅への出入りができなくなるのではとの思い等の心配が有る中で許可した場合に問題が起こったら何故、農業委員会がこの様な案件を許可相当と判断したのかが問われることになります。 今回の業者の対応は初めから問題もあり、都市計画の開発担当部署でも業者には再三指導を行い、その都度書類の出し直しを指示しておりますが、まだ未提出の書類が多々有るようです。 ここの協定については許可が下りたら結び直すと議事録にも載っておりますので、何故、総会での発言どおりに実行できないのか、1月に事務局で確認した段階で、同意書で行う事や効力についても同様であるなどの説明があつてしかるべきと思います。 1月の段階では何の相談、報告がありませんでした。 4月に再度確認した時に、そんな協定書の名義の書き換えは行いませんと、突然態度が変わり農業委員会の総会での遣り取りは無意味で有り、あまりにも軽視され過ぎと思いますし、審議内容とまったく異なることになります。 業者が何故このようなことをしたのかということについては、究明すべきと思います。
議 長	約束事は約束として出来ないのであれば、注意を促す意味で守ってほしいので、今後、この業者が仕事をして行く上では、約束は守るように若干の指導・注意を促す意味で、議長として業者を呼びたいと思います。
事務局	総会での質疑において業者が確約したものが完了時に出来ていないことが問題であります。 通常総会での議案の審議過程で二点の観点から判断しています。

議 長	一点目は、転用計画についてその計画性に妥当性が有るのか。 二点目は、資力・信用について判断しています。 この事業者（委任を受けた測量業者）がこの様な状況で、果たして信用があるのか大変疑問に思います。 申請地を購入し住宅を建てた３軒の所有者は何かあった場合、個々で対応することになるでしょうが、私達が初めから懸念される部分については触れても良い、触れるべきことと思います。 また、この業者に対しましては、著しく信用性が損なわれていると事務局は判断しておりますし、指導していくべきと思っております。 過去にも似たようなケースで、業者から始末書の提示を求めたこともありますので、なんらかの対策をする意味でも総会に呼んで理由を聞きたいと思っています。 この件につきましては、議長判断で業者を呼んで説明を求めたいと思います。 事務局は、この業者に対して会長名で担当業者の代表者に対し、５月総会にて一連の説明を行うように文書にて出頭要請をしてください。 この後、事務局より情報提供があります。 機会があれば、地域の農家さん等に情報提供する機会があれば行って下さい。
事務局	先程も報告第１号について質問がありましたが、その件の内容でございますので報告事項の第１号を再度ご確認ください。 ●●● ●丁目にグループホームを建設するにあたり、農地法４条の転用届出の提出がありました。 こちらについて情報提供と言うことで皆様のお手元に配布してあります、「平成３１（２０１９）年度習志野市地域密着型サービス事業予定者募集について」の概要をご覧ください。 今回報告事項の農地法４条の案件につきましては、生産緑地でございました。皆様方は当然の如く、生産緑地が容易に転用できない事はご承知なので何故、転用可能なのか疑問に思っているでしょう。 生産緑地を農地以外にするためには、「生産緑地の農業の主たる従事者証明」を添付し買取り申し出を行うのが通常ですが、今回は、この手続きを踏まなくても可能な制度でございます。 それが習志野市地域密着型サービス事業予定者募集の制度となります。 今回の情報提供は２０１９年度版ですが、４条の転用届出者は２０１８年度の募集に参加され、生産緑地にご本人がグループホームを建設するために転用届出を行ったものです。

議 長	通常の生産緑地の場合ですと担当課の都市計画課に相談に行き、解除要件を満たしていれば手続を行うことになります。 その時に、農業委員会から発行される「生産緑地の農業の主たる従事者証明」が、申請時に必要とする書類の1つとして農業委員会に申請依頼が出てきます。しかし、この場合の生産緑地にグループホームを建設する場合は、公的事業、市の事業に沿って建てることになりますので、生産緑地の解除の必要もなく通常の市街化畑の転用と同じ4条の届出で済むことになり、2日程度で受理通知が発行されます。 これは、「習志野市光輝く高齢者未来計画2018」と言う計画で担当部署は、健康福祉部の高齢者支援課になります。 この計画の内容は、生産緑地に公的な物を建てる時は手続が省略されることになりますので、皆様に情報提供させていただきました。 この事業の募集期間ですが、申請書の受付期間が5月13日から5月31日であり、この事業を利用して所有の生産緑地に施設の建設計画が承認されると、習志野市主体の公共工事でありますので、「生産緑地の農業の主たる従事者証明」を発行せずに生産緑地の解除の手続きは免除となりますので、市街化農地の転用の届出で済んでしまい、届出の申請から受理通知までの期間は、届出日を含め3日で通知書を手にすることが出来ます。 今月の報告第1号の農地法第4条の届出のNo.1については、2018年度の募集に参加された事案のものとなります。 昨年、市内の農業者から生産緑地を解除しないで建物が建てられるのかとの問合せや質問が数件ありました。 生産緑地のことではありますけれど、この様な情報が流れないのは如何なものかと苦情とも思える話がありました。 生産緑地で有れば30年間の縛りが有って、本人が死亡又は著しい障害等が起こらない限り解除出来ないのが普通であるにも関わらず解除できるのは何故かとの問い合わせでございました。 都市計画課が2022年問題で特定生産緑地のことで各家庭を訪問し説明している様だが、この話は一言も説明していないとの話もありました。 生産緑地は農業委員会の所管ではないということですが、市役所内の情報が伝わっていないことの苦情なので生産緑地であったとしても、市などの公共事業の協力で有れば生産緑地の解除が免除になる情報を地域に伝えていただきたいと思います。 本日情報提供と言うことで、お話をさせていただきました。 この話は、年に1回ではなく2、3回あるようです。 その時は報告しますので、この話は地元農家さんに情報提供をお願いします。 事務局、貴重な情報提供有難うございます。 以上で、平成31年第4回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。
-----	--
